

事務連絡
平成21年11月4日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

かかりつけ医療機関における「優先接種対象者証明書」
の交付に係る周知について

新型インフルエンザ対策の推進については、日頃よりご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザワクチンの接種に当たって、「優先接種対象者証明書」の無料での交付について、医療関係団体に協力を依頼しておりましたが、本事業の趣旨を踏まえ、別紙のとおり、再度、医療関係団体あて、周知の依頼を行いましたので、ご参考に送付いたします。

(協力を依頼した団体名)

社団法人日本私立医科大学協会、社団法人全国自治体病院協議会、
社団法人全日本病院協会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本病院協会、
国立大学附属病院長会議、独立行政法人国立病院機構、全国公私病院連盟、
社団法人日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会、
独立行政法人労働者健康福祉機構、社団法人日本医師会

(別紙)

事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 4 日

御中

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

かかりつけ医療機関における「優先接種対象者証明書」
の交付に係る周知について（お願い）

新型インフルエンザ対策の推進については、日頃よりご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、当該ワクチンの接種を行う医療機関（受託医療機関）と国がワクチン接種等に係る委託契約を締結し、国のワクチン接種事業の一環として、受託医療機関において接種を行う仕組みとしているところです。

現在の仕組みでは、医療機関は、①自らの従業員である医療従事者に接種を行う場合、②自らの入院患者に接種を行う場合、③自らの通院患者に接種を行う場合、④①～③以外の者に接種を行う場合のいずれの場合にも国と委託契約を締結し受託医療機関となる必要があります。

上記②と③のうち、少なくとも基礎疾患を有する者については、本来、その者が入院又は通院する医療機関で接種していただくことが適当であると考えますが、実際には様々な理由等により、そうした医療機関の中にも、受託医療機関とならない医療機関や、受託医療機関になっても、自らの入院患者又は通院患者に予防接種のワクチンの接種を行わない医療機関もあります。

そのような場合には、このような医療機関に入院又は通院している方は、他の受託医療機関からワクチンの接種を受けることとなりますが、「基礎疾患を有する者」については、他の受託医療機関の医師においては、優先的に接種すべき基礎疾患を有していることの確認が十分にできない場合があると考えられます。

そこで、基礎疾患を有する者であって、予防接種を受けることが適当であると判断され

る者については、当該入院又は通院している医療機関において、予防接種を受けることが適当か否かの判断を示していただくことをお願いいたします。

具体的には、「受託医療機関における新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種実施要領の策定について（平成21年10月13日厚生労働省健発1013第4号平成21年10月13日付け厚生労働事務次官通知）に沿って、一定の基礎疾患を有することにより、新型インフルエンザの感染のリスクが高く、優先的に接種の機会を与える必要があるものの範囲に該当と判断する場合には、当該患者に対して、同通知の「優先接種対象者証明証」を交付していただきますようお願いいたします。当該患者は、その証明書を受託医療機関の医師に提示して予防接種を受けることとなります。

なお、当該証明書の記載に当たっては、医療機関（主治医）の負担を最小限とするため、ごく簡便な様式にしております。

また、誠に勝手なお願いではありますが、「優先接種対象者証明書」の発行に当たりましては、一部の医療機関において費用を徴収している事例がありますが、本事業の趣旨を踏まえていただき、基礎疾患を有する者にかかりましの負担を生じさせないために、その費用について無料としていただけるよう、再度、貴会所属医療機関に対して周知いただくなど、特段の御配慮を賜りますことをお願い申し上げます。